

公益財団法人 国際人材協力機構

JITCO

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

JITCOは
外国人材の受入りに係る制度の総合支援機関です

JITCOについて

外国人材の受入に係る制度の円滑な運営をサポートする総合支援機関です

国際人材協力機構（JITCO）とは

当機構は、1991年に財団法人「国際研修協力機構」として設立され、2012年4月に内閣府所管の公益財団法人に移行しました。略称をJITCO（ジツコ）といい、技能実習生、特定技能外国人等の外国人材の受入の促進を図ることを事業目的としています。

※2020年4月1日に法人名称を「国際人材協力機構」に変更し、英語表記についても「Japan International Training Cooperation Organization」から「Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization」に変更しました。

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設された制度です。2017年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。

詳しくは P12

特定技能外国人の受入れ制度とは

在留資格「特定技能」は、生産性の向上や国内人材の確保の取組みを行ってもなお、人材の確保が困難な産業分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるために創設されました。

詳しくは P21

JITCO は1991年の設立以来、技能実習制度の歴史と共に歩んでまいりました。

これからもJITCOは、外国人技能実習生、特定技能外国人等の外国人材の受入の促進を図り、人材の育成及び我が国と送出国双方の経済社会の発展に努めてまいります。

1990年	在留資格「研修」の新設（従前の企業単独型の受入れに加え、団体監理型研修の導入）
1991年	JITCO 設立
1993年	技能実習制度の創設（在留資格「研修」+「特定活動」での最長2年の受入れ開始）
1997年	一部職種の技能実習期間延長（最長3年）
2010年	在留資格「技能実習」の新設
2012年	JITCO 公益財団法人へ移行
2017年	技能実習法の施行
2019年	在留資格「特定技能」の新設
2020年	JITCO の日本語法人名称を 国際人材協力機構 に変更

JITCOの2つの役割

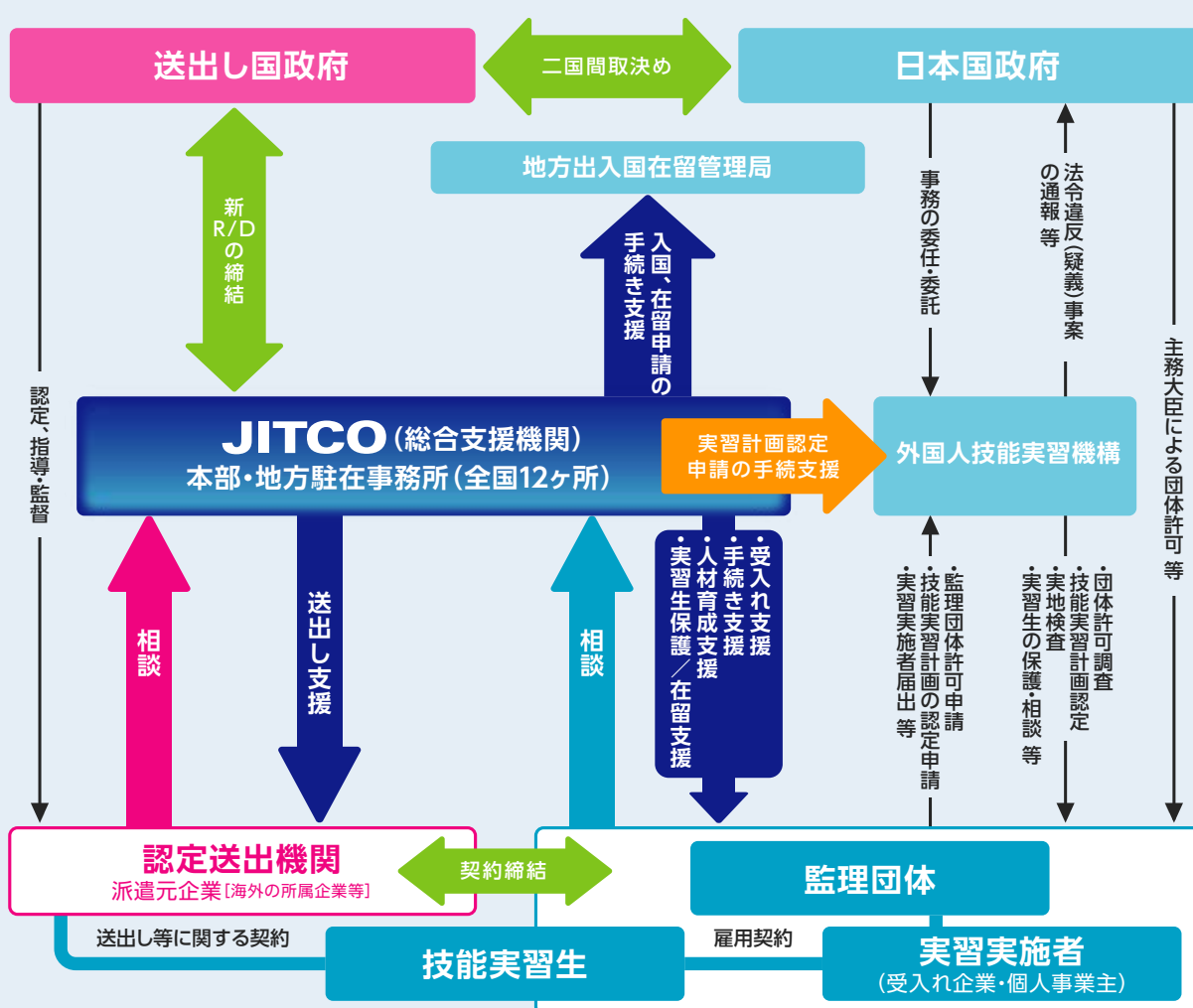
外国人材の受入れに係る制度の 総合支援機関としてのJITCO

JITCOは、技能実習・特定技能等の外国人材の受入れに係る制度の総合的な支援機関です。この役割を果たすべく、JITCOでは「受入れ支援」「手続き支援」「送出し支援」「人材育成支援」「実習生保護／在留支援」の5つの支援を事業の柱としています。

セミナー・講習会の開催、個別のご相談、教材等の開発・提供などを通じて、監理団体、実習実施者、特定技能所属機関、登録支援機関、送出機関等の制度関係者の皆さまの円滑な制度活用・業務運営をサポートします。

詳しくは P4

技能実習制度におけるJITCOと関係機関 (団体監理型での技能実習生受入れのケース)



技能実習制度における 養成講習機関としてのJITCO

技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、監理団体・実習実施者に対し、主務大臣が適当と認めて告示した機関(養成講習機関)の養成講習の受講が義務化または推奨されています。JITCOは主務大臣から告示を受けた養成講習機関として養成講習を実施しています。

詳しくは P5

外国人材の受入に係る制度の 総合支援機関としてのJITCO

5つの支援で制度の利用をしっかりとサポートします

JITCOでは、技能実習制度や特定技能制度の監理団体・実習実施者・特定技能所属機関・登録支援機関・送出機関等の皆さまからの個別相談対応やセミナー・講習会の開催、教材・テキストの提供など、各種の支援サービスを行っています。



JITCO の主な支援サービス

		個別相談・支援	セミナー・講習
受入れ支援 詳しくは P6	技能実習	● 技能実習制度に関する相談 ● 監理団体、実習実施者への訪問アドバイス ● 職種(追加)相談	● 技能実習制度説明会 ● 技能実習生受入れ実務セミナー ● 特別セミナー(監理実務セミナー等) ● 講師派遣
	特定技能	● 特定技能外国人の受入に係る制度に関する相談 ● 登録支援機関/特定技能所属機関への訪問アドバイス	● 在留資格「特定技能」に係る制度説明会 ● 特定技能外国人受入れ実務セミナー ● 講師派遣
手続き支援 詳しくは P7	技能実習	● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出 ● 地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次 ● 申請書類の作成支援	● 申請書類の書き方セミナー ● 外国人材受入れセミナー
	特定技能	● 地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次	
送出し支援 詳しくは P8	技能実習	● 監理団体と送出国・機関とマッチング ● 送出機関に対する相談 ● 送出機関への教材提供 ● 監理団体への送出国・送出機関に関する情報提供・相談	● 監理団体・送出機関のジョイントセミナー ● 送出国事情説明会
	特定技能	● 送出国・送出機関に関する情報提供・相談	● 送出国への制度周知セミナー
人材育成支援 詳しくは P9	技能実習	● 技能向上支援 ● 日本語指導支援 ● 教材・テキストの開発・販売	● 技能向上講習 ● 技能修得支援セミナー ● 日本語指導担当者実践セミナー ● 「わかりやすい日本語」話し方セミナー ● 日本語指導オンデマンド ● 技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー
実習生保護／在留支援 詳しくは P10	技能実習	● 外国人技能実習生総合保険等の普及	● 法的保護情報講習への講師派遣 ● 特別教育(学科)への講師派遣
	特定技能	● 特定技能外国人総合保険等の普及	● 特別教育(学科)への講師派遣

技能実習制度における 養成講習機関としてのJITCO

技能実習法に基づく養成講習を実施しています

技能実習制度においては、監理責任者や技能実習責任者等は、主務大臣から告示を受けた養成講習機関にて養成講習を受講することが必須となっています。JITCOはこうした養成講習を実施しています。

お問合せ先 講習業務部養成講習課 TEL:03-4306-1156



養成講習の概要

養成講習の種類		監理責任者等講習			技能実習責任者講習	技能実習指導員講習	生活指導員講習
受講対象者の所属		監理団体			実習実施者		
受講対象者		監理責任者	指定外部役員・外部監査人	監理責任者以外の監査を担当する職員	技能実習責任者	技能実習指導員	生活指導員
受講義務		有り	有り		有り		
受講推奨(優良要件)				有り		有り	有り
講習時間(正味)		6時間			6時間	5.5時間	4.5時間
講義項目	技能実習法		○		○	○	○
	入国管理法		○		○		
	労働関係法令		○		○	○	○
	監理団体としての職務遂行上の留意点		○				
	技能実習指導の行い方				○	○	
	労働災害防止・労働災害時対応				○	○	○
	技能実習生との向き合い方					○	○
理解度テスト			○		○	○	○

※2021年3月現在の情報に基づきJITCO作成。詳細はJITCOホームページをご覧ください。



受入れ支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 技能実習生や特定技能外国人の受入れを検討しているが、何から始めればよい？
- 技能実習生や特定技能外国人の受入れを決めたが、具体的にどんな準備が必要？
- すでに技能実習制度を活用しているが、現在のやり方が適正かどうか相談したい。

外国人技能実習生や特定技能外国人の受入れにあたっての実務上の疑問や関係法令についてなど、JITCOには受入れ機関等の皆さまから多くのご相談が寄せられます。

JITCOでは、個別相談や講師派遣に加え、説明会の開催など多くのサービスをご用意し、技能実習生や特定技能外国人の受入れに関する団体・企業・個人事業主の皆さまへの情報提供や課題の解決を支援しています。

主な受入れ支援サービス

電話・来訪相談

JITCOの本部、地方駐在事務所(全国12ヶ所)において、技能実習制度に関する相談、特定技能外国人の受入れに係る制度等に関するご相談をお受けしています。

【お問合せ先】 実習支援部相談課 TEL:03-4306-1160

実習支援部職種相談課 TEL:03-4306-1185
(職種に関する相談)

及び地方駐在事務所 [P27をご覧ください](#)

監理団体／登録支援機関及び

実習実施者／特定技能所属機関への訪問

JITCOの職員が監理団体／登録支援機関の皆さまの事務所を訪問して、皆さまへ関連情報を提供したり、個別のご相談をお受けします。また、ご依頼を受けて、実習実施者／特定技能所属機関の皆さまを訪問し、労務管理、職場の安全衛生、メンタルヘルスなどの分野につきご相談をお受けし、アドバイスします。

【お問合せ先】 実習支援部業務課 TEL:03-4306-1189

及び地方駐在事務所 [P27をご覧ください](#)

制度説明会

技能実習生または特定技能外国人の受入れを検討されている方等を対象に、制度の概要、受入れに係る要件、手続等をご説明します。

【お問合せ先】 実習支援部相談課 TEL:03-4306-1160

技能実習生受入れ実務セミナー

新たに技能実習生の受入れを開始される監理団体・実習実施者のご担当者を主な対象に、技能実習生の受入れを円滑に進めるために必要となる関係法令の知識や各種申請手続き等をご説明します。

【お問合せ先】 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

講師派遣

監理団体等が傘下企業を集めて技能実習制度に関し、説明会や相談会を開催する場合等、依頼に応じて講師を派遣します。

【お問合せ先】 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

各種セミナー・説明会



受入れ支援に関するJITCOの教材



「外国人技能実習生の受入れQ&A 第2版」



「入門解説 技能実習制度」



手続き支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 外国人技能実習機構へ提出する申請書類の書き方が分からない。
- 技能実習生や特定技能外国人の入国・在留諸申請の地方出入国在留管理局への取次をJITCOに依頼できないか。
- 技能実習計画の認定申請から地方出入国在留管理局への入国・在留申請までを一貫してサポートしてほしい。

技能実習制度では、外国人技能実習機構や地方出入国在留管理局に対して、さまざまな申請や書類の作成・提出が必要です。また、在留資格「特定技能」での受入れにあたっては、地方出入国在留管理局へのさまざまな申請や書類の作成・提出が必要となります。

JITCOでは、技能実習計画の認定申請や入国・在留の諸申請について、実習実施者・監理団体、特定技能所属機関・登録支援機関の皆さまの確実で円滑な申請手続きを支援しています。

主な手続き支援サービス

外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出

実習実施者（監理団体）の皆さまが技能実習計画の認定を受けるために外国人技能実習機構に提出される申請書類について、JITCOが①事前点検、②点検済書類の提出、③結果の受理までを一貫して行います。

お問合せ先 申請支援部支援第一課
TEL:03-4306-1130

申請書類の書き方セミナー

外国人技能実習機構および地方出入国在留管理局に提出する技能実習制度・特定技能制度に関する各種申請・届出書類の書き方をご説明するセミナーです。

お問合せ先 申請支援部企画管理課
TEL:03-4306-1127

外国人材受入れセミナー

出入国管理行政一般に関する知識の向上を目的とした外国人材受入れのための入国・在留手続き及び申請取次ぎ者として必要な出入国在留管理の現状や関係法令などを説明するセミナーです。

お問合せ先 申請支援部企画管理課
TEL:03-4306-1126

技能実習に係る

地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次

監理団体または実習実施者の皆さまが地方出入国在留管理局に提出される入国・在留諸申請書類について、①事前点検、②点検済申請書類の取次、③結果の受理までを一貫して行います。

お問合せ先 申請支援部支援第二課
TEL:03-4306-1140

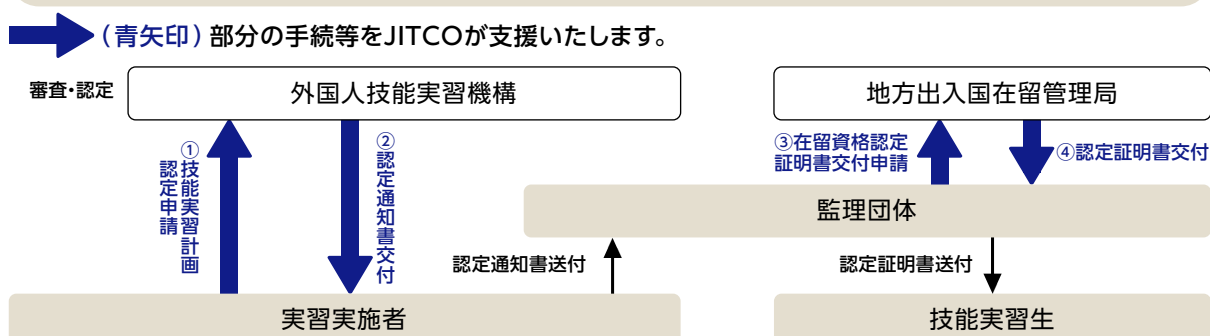
特定技能に係る

地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次

特定技能所属機関または登録支援機関の皆さまが地方出入国在留管理局に提出される入国・在留諸申請書類について、①事前点検、②点検済申請書類の取次、③結果の受理までを一貫して行います。

お問合せ先 申請支援部支援第一課
TEL:03-4306-1130

技能実習計画の認定申請から地方出入国在留管理局への入国・在留申請までの流れ（第1号技能実習の場合）





送出し支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- これまでとは別の国の技能実習生及び特定技能外国人の受入を検討している。
- 別の送出機関と関係を築きたい。
- 送出し各国の送出し事情について技能実習・特定技能の両面で知りたい。

技能実習生及び特定技能外国人等を送り出す海外の送出機関にとっては、日本の外国人材受入れに関する法制度の情報はもとより、技能実習生や特定技能外国人の受入機関等に関する情報が必要です。また、受入機関等の皆さまにとっても、送出し国や送出機関の情報は重要です。

JITCOでは、送出機関へ情報を提供するほか、送出し国政府窓口との定期協議等を通じて入手した送出し国及び送出機関の情報を受入機関の皆さまに提供しています。また、送出機関と受入機関等の皆さまの関係構築も支援しています。

主な送出し支援サービス

送出機関と受入機関等を対象としたセミナーの実施
技能実習及び特定技能において送出機関と受入機関等との交流を促進するため、双方が参加する形式でのジョイントセミナーや各国事情説明会等を開催します。

お問合せ先 国際部 TEL:03-4306-1151

送出機関への各種教材の提供

送出機関による事前教育の強化に役立つ技能実習生及び特定技能外国人向けの各種教材(制度の概要、日本語学習、日本の生活案内、安全衛生等)を提供します。

お問合せ先 国際部 TEL:03-4306-1151

受入機関等への送出し国・送出機関に関する情報提供

受入機関等の皆さまに対して、技能実習及び特定技能における送出し国側のさまざまな事情の説明、送出機関に関する情報の提供、説明会の開催等を行います。

お問合せ先 国際部 TEL:03-4306-1151

各国との定期協議



中国



ベトナム



フィリピン

セミナー



タイ



インドネシア



インド



人材育成支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 技能実習生の技能や日本語能力を向上させたい。
- 日本語指導の担当者のスキル・ノウハウを高めたい。
- 技能実習生とのコミュニケーションをもっと深めたい。

技能実習生を受け入れた後は、技能向上のための指導だけでなく、日本語教育や生活指導など、さまざまな育成指導が必要になります。

JITCOでは、専門スタッフの派遣、セミナーの開催、教材の提供等を通じて、技能実習生の技能向上や日本語能力向上等に関する実習実施者・監理団体の皆さまのお取り組みを支援しています。

主な人材育成支援サービス

技能向上講習

実習実施者の技能実習指導員の皆さまへの支援として、技能実習生、指導員を対象とした上位級受検のための事前講習会を開催します（一部の地域・職種から段階的に実施します）。

お問合せ先 実習支援部職種相談課 TEL:03-4306-1185

技能修得支援セミナー

主に実習実施者の技能実習指導員の皆さまを対象に、技能実習生との向き合い方や職場における目標の持たせ方、実習成果の見える化の手法などを学んでいただくセミナーを行い、職場の指導力向上を支援します。

お問合せ先 実習支援部職種相談課 TEL:03-4306-1195

日本語指導オンデマンド

監理団体・実習実施者の日本語指導ご担当者に対し、JITCOの日本語教育専門スタッフが直接お伺いして、日本語指導のポイント、指導計画の立て方、教材の使い方などをアドバイスする出張講座です。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課 TEL:03-4306-1168

日本語指導担当者実践セミナー

監理団体・実習実施者の日本語指導担当者、生活指導員、技能実習指導員等の皆さまを対象に、技能実習生への日本語指導のポイント、指導計画の立て方、教材の使い方などを学んでいただく実践的なセミナーです。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課 TEL:03-4306-1168

「わかりやすい日本語」話し方セミナー

監理団体・実習実施者等の皆さまを対象に、技能実習生に伝わりやすい日本語での話し方のポイントをご紹介します。技能実習生とのコミュニケーション向上のコツをつかんでいただくセミナーです。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課 TEL:03-4306-1168

外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール

JITCOでは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するため、毎年日本語作文を募集しています。

JITCO交流大会において、表彰式と最優秀賞の技能実習生による作文朗読が行われています。

お問合せ先 講習業務部日本語教育課 TEL:03-4306-1184

日本語作文コンクール



日本語作文集





実習生保護／在留支援

たとえばこんな問題の解決をサポート

- 受入れ企業に、実習生保護への意識を高めてもらいたい。
- 技能実習生や特定技能外国人に対しての保険はどのようなものがあるか知りたい。
- 入国後に実施する法的保護情報講習の専門講師を手配したい。

母国から離れた地で学ぶ技能実習生の中には、技能実習中のみならず、日本での生活全般について心配事を抱えているケースもあります。

JITCOでは、監理団体にて実施される入国後講習への専門講師派遣や技能実習生や特定技能外国人の総合保険の整備を通じて、技能実習生等の安全・安心を支援しています。

主な実習生保護／在留支援サービス

JITCO保険

外国人技能実習生総合保険

特定技能外国人総合保険

技能実習生や特定技能外国人の日本での病気や就業時間外の傷害事故をカバーする保険です。JITCOが保険契約者となり、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関の皆さまが加入者となる団体契約です。

【お問合せ先】 実習支援部保険業務課

TEL:03-4306-1178

【お問合せ先】 株式会社国際研修サービス（取扱保険代理店）

TEL:03-3453-3700

法的保護情報講習への講師派遣

技能実習生の入国後に実施される法的保護情報に係る講習に、技能実習法令、入管法令、労働関係法令等に精通したJITCOの専門講師を派遣します。

【お問合せ先】 講習業務部業務課 TEL:03-4306-1138

特別教育学科講習への講師派遣

技能実習生等の安全確保を目的として、特別教育の学科講習を担う講師を派遣します。

【お問合せ先】 実習支援部保険業務課 TEL:03-4306-1177



実習生保護／在留支援に関するJITCOの教材

多言語による各種テキストを取り揃えています。



左/『外国人技能実習生のための日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト(ベトナム語版)』
右/『外国人技能実習制度の法的保護情報に関する労働関係法令等テキスト(ベトナム語版)』

JITCOの教材

JITCOでは、技能実習制度・特定技能外国人の受入れ制度に関わる教材を多数取り扱っています。JITCOの教材は、監理団体・実習実施者等の皆さまには技能実習生の受入れに関する基礎知識、技能指導及び生活指導等のノウハウを、また、技能実習生の皆さまには、日本での生活や技能実習を受けるうえでの知識等を中心にとまとめたものです。送出国や職種の多様化に伴い、教材の多言語化や対応職種の追加などを随時行っています。各種有料教材はJITCO教材販売サイトでご購入いただけます。また無料のものはJITCOホームページでダウンロードも可能です。



技能実習日誌



技能実習法に基づく新制度(分冊)
・監理団体許可関係諸申請(第1分冊)
・技能実習計画認定関係諸申請(第2分冊)
・外国人技能実習機構への届出、報告、記録関係様式(第3分冊)
・地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請及び諸届(第4分冊)



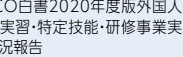
特定技能外国人受入れに関する運用要領I・II



特定技能 入国・在留諸申請及び諸届 記載例集 第1分冊・第2分冊



JITCO白書



JITCO白書2020年度版外国人技能実習・特定技能・研修事業実施状況報告



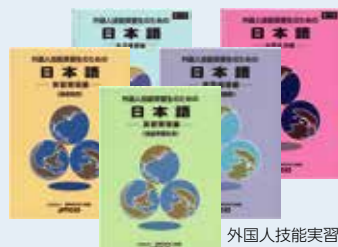
DVD視聴教材
日本における正しい自転車の乗り方
交通事故は防げる!—自分で守ろう自分の命—
実りある研修・実習は「健康管理」から



アーク溶接等作業の安全



技能実習レベルアップシリーズ 溶接



外国人技能実習生のための日本語



日本の生活案内(多言語版)



外国人技能実習生のための専門用語対訳集(多言語版、ハンディサイズ)

**JITCOの教材は300種類以上
多言語、多職種に対応しています**

教材販売サイト

<https://onlineshop.jitco.or.jp/>

教材の閲覧のご希望は

「JITCO教材センター」(JITCO本部内)および各地方駐在事務所まで

窓口での教材のご購入は

「JITCO教材センター」(JITCO本部内)および名古屋駐在事務所、大阪駐在事務所まで

JITCO教材センター

TEL:03-4306-1110
〒108-0023
東京都港区芝浦2-11-5
五十嵐ビル11階



外国人技能実習制度について

人材育成を通じた国際貢献・国際協力が目的です

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。

技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

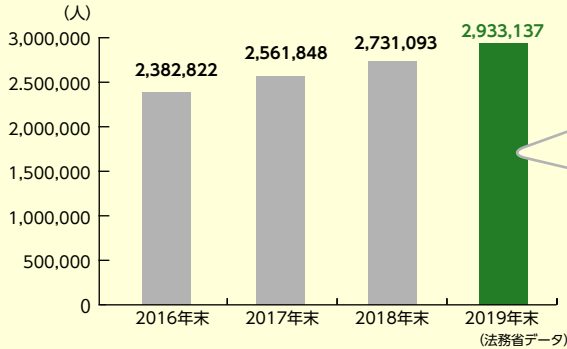
開発途上地域等の人材育成ニーズに応えるとともに、受入れ企業にとっても、外国企業との関係強化や経営の国際化、社内の活性化に役立つといった効果もあります。



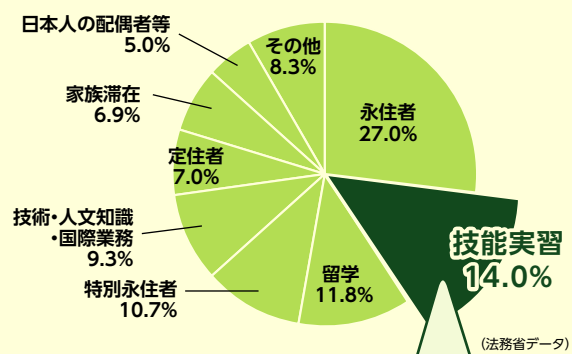
技能実習制度の状況

法務省の統計によると、日本に在留する外国人の数は2019年末で約293万人、そのうち技能実習生の在留者数は全体の約14%にあたる約41万人です。技能実習生の国籍別では、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、タイ等となっています。

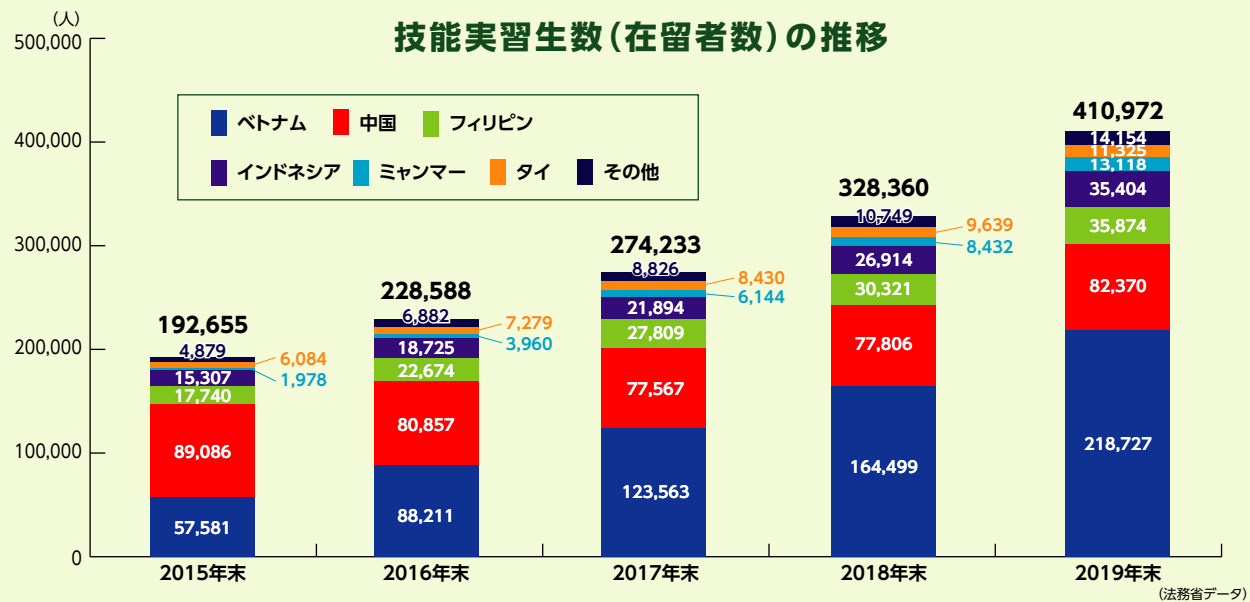
在留外国人数の推移



在留資格別の内訳(2019年末)



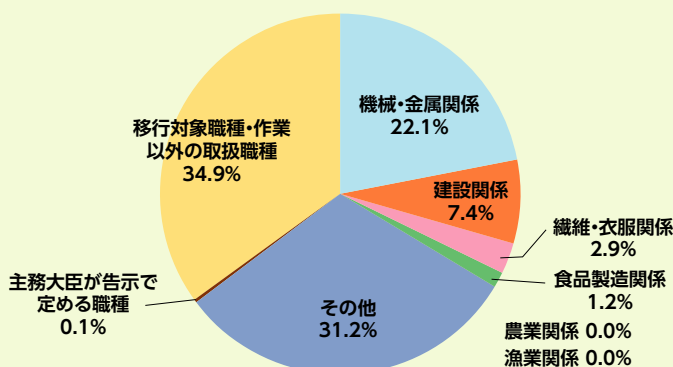
技能実習生数(在留者数)の推移



技能実習の職種別割合

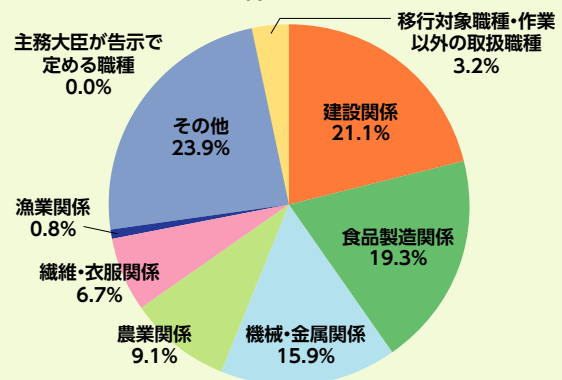
(2019年度 技能実習計画認定ベース)

企業単独型



「その他」の内訳(上位3職種)
溶接48.4%、プラスチック成形15.2%、工業包装13.3%

団体監理型



「その他」の内訳(上位3職種)
溶接23.6%、プラスチック成形18.9%、塗装13.5%

※1 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習又は第3号技能実習を実施できない職種。

※2 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊(2021年3月5日時点)。

※3 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリング(2021年3月5日時点)。

(外国人技能実習機構 業務統計よりJITCO作成)

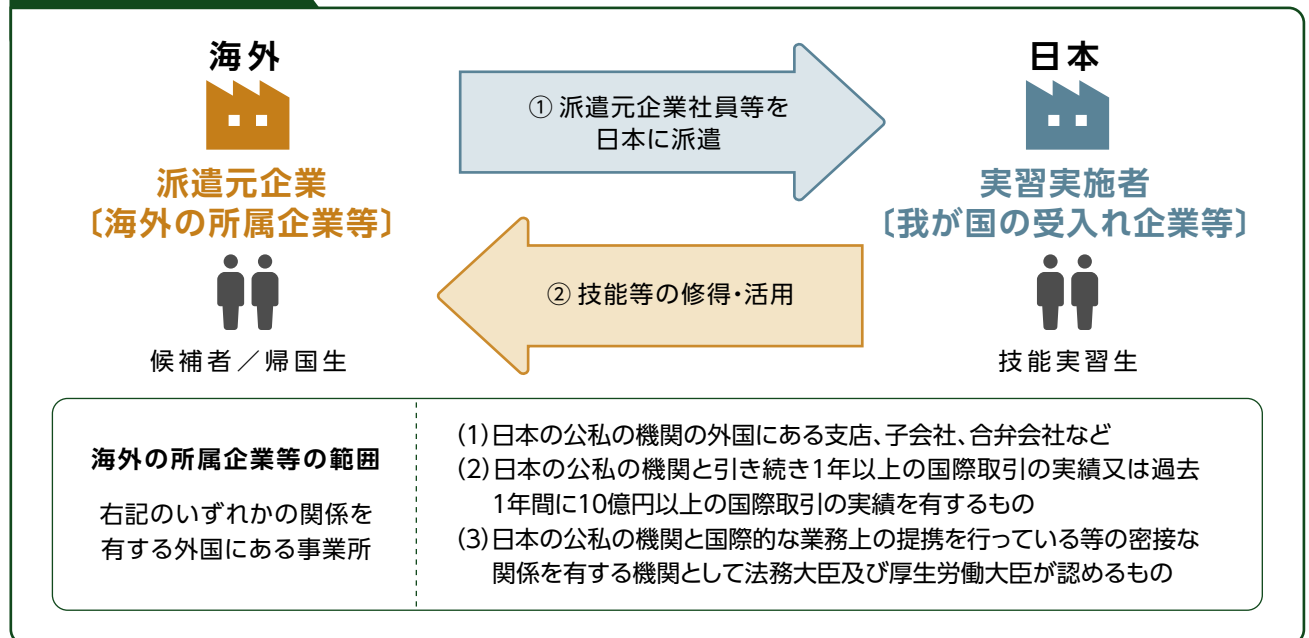
技能実習生の受入れ方式

技能実習生の受入れ方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあります。

2019年末では企業単独型の受入れが2.4%、団体監理型の受入れが97.6%（技能実習での在留者数ベース）となっています。

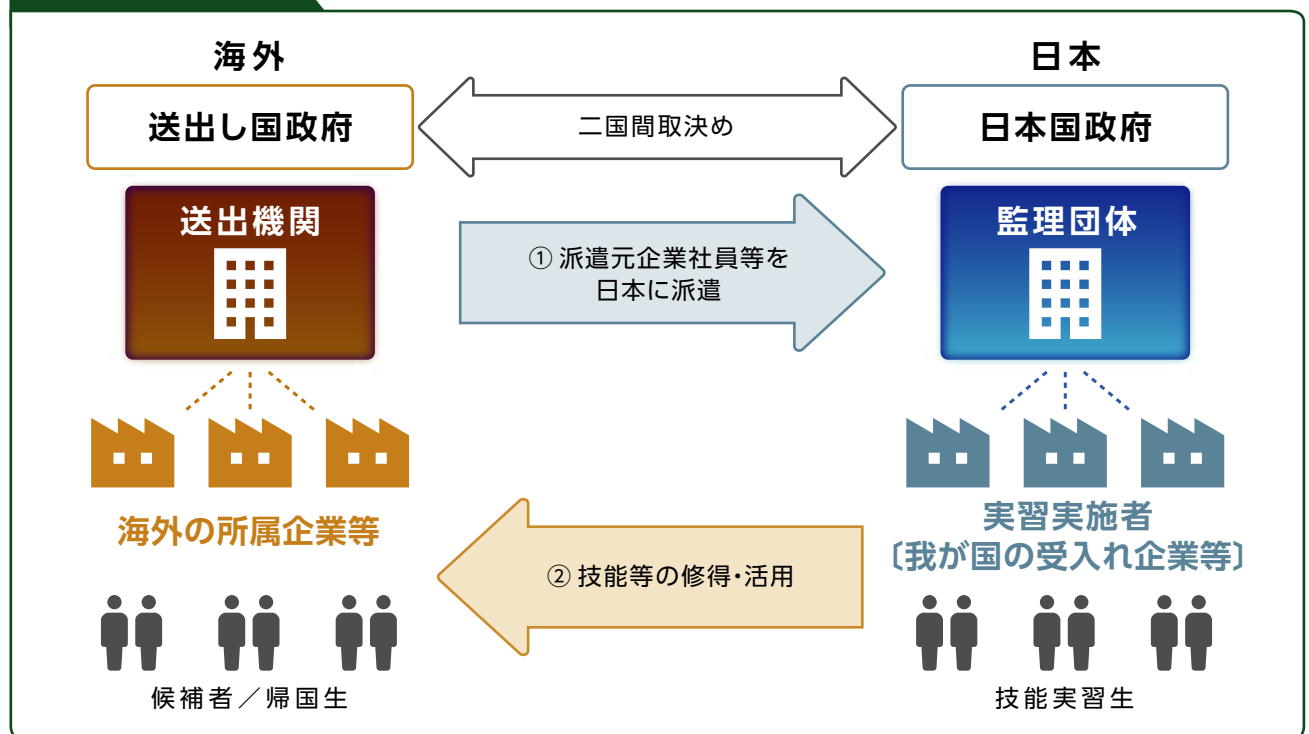
企業単独型

日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式



団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式



技能実習生は入国後に日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。

企業単独型の場合、講習の実施時期については入国直後でなくても可能です。

技能実習法の概要

2017年11月1日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されました。技能実習制度は従来から「出入国管理及び難民認定法（入管法）」とその省令を根拠法令として実施されてきましたが、今般、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、これまで入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制等が新たに導入された他、優良な監理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充も図られています。

技能実習法の概要

技能実習の 適正な実施	①技能実習の 基本理念 、関係者の責務及び基本方針の策定 ② 技能実習計画の認定制 ③実習実施者の届出制 ④ 監理団体の許可制 ⑤認可法人「 外国人技能実習機構 」の新設 ⑥事業所管大臣等への協力要請等の規定の整備及び関係行政機関等による地域協議会の設置
技能実習生 の保護	① 人権侵害等に対する罰則等 の整備 ②技能実習生からの主務大臣への 申告制度 の新設 ③技能実習生の相談・通報の窓口の整備 ④実習先変更支援の充実
制度の拡充	① 優良 な監理団体・実習実施者での 実習期間の延長（3年→5年） ② 優良 な監理団体・実習実施者における 受入れ人数枠の拡大 ③対象職種の拡大（地域限定の職種、企業独自の職種、複数職種の同時実習の措置）

「外国人技能実習機構」について

「外国人技能実習機構」は、技能実習法に基づき2017年1月に設立されました。

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査、実習実施者の届出の受理、実習実施者・監理団体に対する報告要求、実地検査等や技能実習生の相談対応・援助・保護を行う認可法人です。

組織形態：認可法人【発起人が設立を発起し、主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）が設立を認可】

外国人技能実習機構 本部

住所：東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

電話番号：03-6712-1523（代表）

業務：

- 技能実習計画の認定
- 実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査
- 実習実施者の届出の受理
- 監理団体の許可に関する調査
- 技能実習生に対する相談・援助
- 技能実習生に対する転籍の支援
- 技能実習に関する調査・研究

等

※本部の他に、地方事務所が全国13ヶ所（本所8ヶ所、支所5ヶ所）にあります。

技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動(第1号技能実習)、2・3年目の技能等に習熟するための活動(第2号技能実習)、4・5年目の技能等に熟達する活動(第3号技能実習)に分けられます。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験(2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技)に合格していることが必要です。

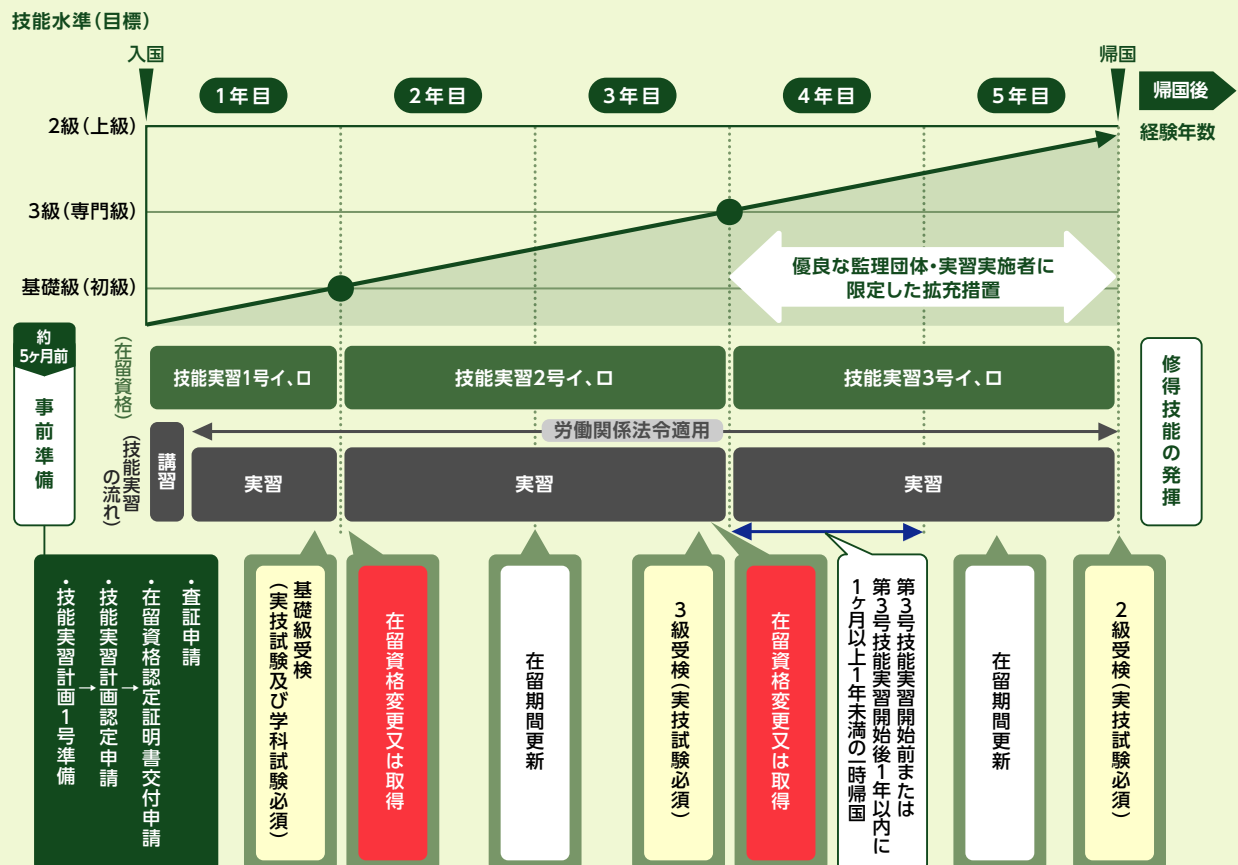
※第1号技能実習から第2号技能実習への移行が可能な職種・作業(移行対象職種)は主務省令で定められており、2021年3月現在83職種151作業となっています。詳しくは P20

※第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

技能実習の区分と在留資格

	企業単独型	団体監理型
入国1年目 (技能等を修得)	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習1号ロ」
入国2・3年目 (技能等に習熟)	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習2号ロ」
入国4・5年目 (技能等に熟達)	在留資格「技能実習3号イ」	在留資格「技能実習3号ロ」

技能実習生の入国から帰国までの流れ



技能実習計画の認定制

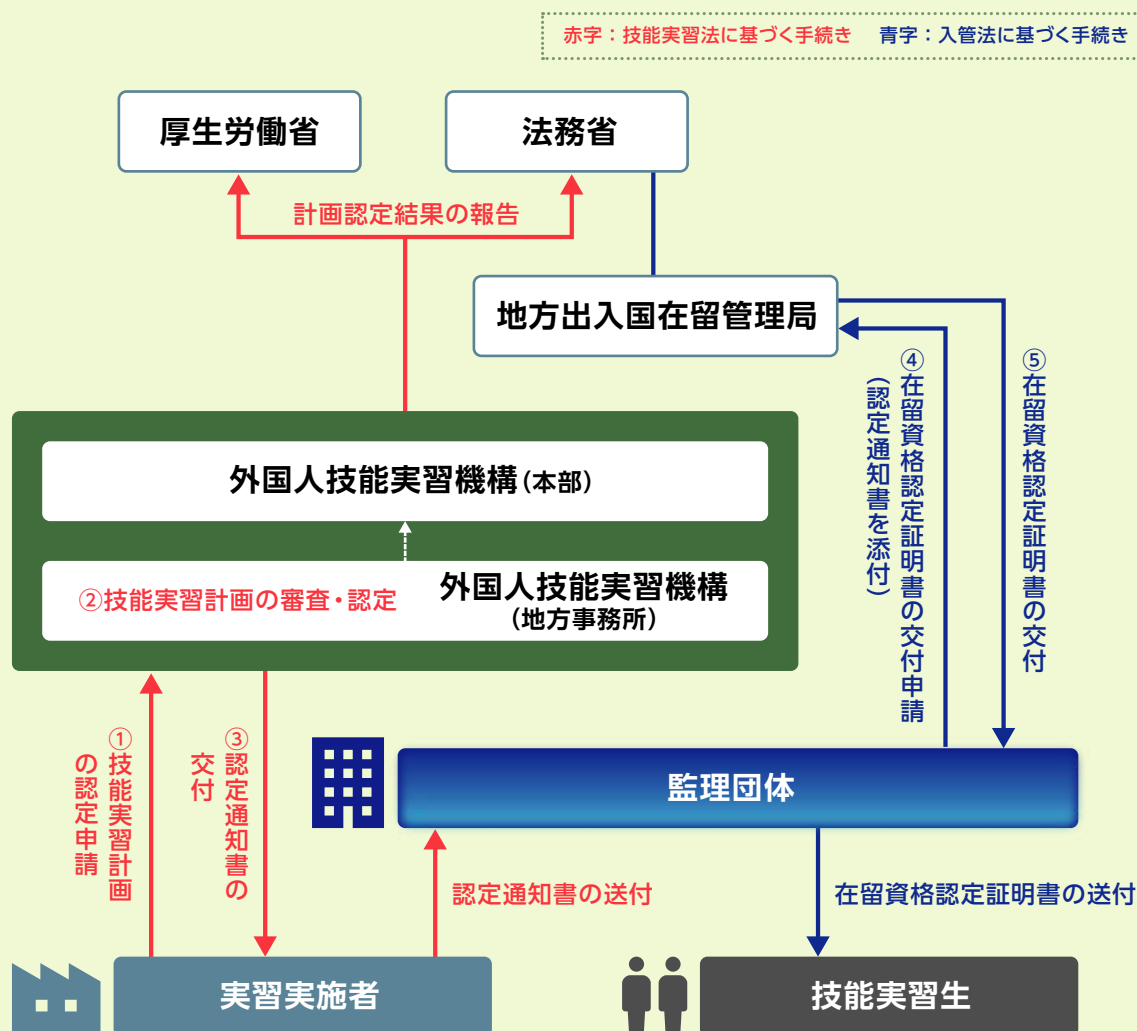
技能実習法に基づき、技能実習を行わせようとする者(実習実施者)は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習の区分(P.16参照)に従い、技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構から認定を受ける必要があります。技能実習生が新規に入国する場合は、原則として、技能実習開始予定日の4ヶ月前までに申請を行うことが求められます(認定申請は技能実習開始予定日の6ヶ月前から可能です)。

※団体監理型の場合は、監理団体の指導のもとで実習実施者が技能実習計画を作成します。

※認定申請書類の提出先は外国人技能実習機構の地方事務所となります。

また、第1号技能実習を開始するためには、技能実習計画の認定後に、法務省地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付を受ける必要があります。

技能実習計画の認定と在留資格認定証明書の交付(団体監理型第1号技能実習のケース)



法務省・厚生労働省編「技能実習制度運用要領」を基に JITCO 作成

JITCOでは、上記の申請に関し、実習実施者・監理団体の皆さまの負荷軽減・手続円滑化のための申請支援サービスを行っています。

是非ご利用ください。 詳しくは P7

監理団体の許可制

監理事業を行おうとする者は、外国人技能実習機構へ監理団体の許可申請を行い、主務大臣の許可を受けなければなりません。監理団体として満たさなければならない要件は、技能実習法令で定められています。

監理団体の許可には、特定監理事業と一般監理事業の2つの区分があります。特定監理事業の許可を受ければ第1号から第2号まで、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの技能実習に係る監理事業を行うことができます。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

監理団体の主な許可基準（職種によっては事業所管大臣の告示により許可基準が追加・変更される場合があります）

- ① 営利を目的としない法人であること
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要）

 - ア 技能実習の実施状況の实地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること
- ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること
- ⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次に係る契約を締結していること
- ⑦ ①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されません。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収すること（法第28条）
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければなりません。
また、過去3年以内に監理責任者に対する養成講習を修了した者でなければなりません。

- ⑧ <一般監理事業の許可を申請する場合>優良要件に適合していること

「優良」な実習実施者・監理団体について

実習実施者が第3号技能実習を行うには、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請の際に「優良要件適合申告書(実習実施者)」を提出し、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合している実習実施者として、外国人技能実習機構から優良認定を受ける必要があります。

また、監理団体が第3号技能実習の実習監理を行うには、外国人技能実習機構への監理団体の許可申請の際に「優良要件適合申告書(監理団体)」を提出し、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たす監理団体として、主務大臣から「一般監理事業」の区分での団体許可を受ける必要があります。

※「優良要件適合申告書」における合計得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することになります。

※団体監理型で第3号技能実習を行う場合は、監理団体と実習実施者が共に上記「優良」である必要があります。

技能実習生の人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。

団体監理型、企業単独型それぞれの人数枠は以下の表のとおりです。(介護職種等については別途人数枠の定めがあります)

1 団体監理型の人数枠

第1号(1年間)		第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠		基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の4倍	基本人数枠 の6倍
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数				
301人以上	常勤職員総数の20分の1				
201人～300人	15人				
101人～200人	10人				
51人～100人	6人				
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人				

2 企業単独型の人数枠

第1号(1年間)	第2号(2年間)	優良基準適合者		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
常勤職員総数の 20分の1	常勤職員総数の 10分の1	常勤職員総数の 10分の1	常勤職員総数の 5分の1	常勤職員総数の 10分の3

※法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業の場合は1の表が適用され、団体監理型の人数枠と同じになります。

- 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれません。
- 企業単独型、団体監理型ともに、以下の人数を超えることはできません。

1号実習生:常勤職員の総数 2号実習生:常勤職員数の総数の2倍 3号実習生:常勤職員数の総数の3倍

- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められる人数になります。

技能実習2号移行対象職種・作業の一覧(83職種151作業)

2021年3月5日時点

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
建築板金	ロータリー式さく井工事作業
	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
	保温保冷工事作業
熱絶縁施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	銅製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係(11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造作業
水産練り製品製造	牛豚食肉処理加工業*
牛豚食肉処理加工業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業
農産物漬物製造業*	農産物漬物製造作業
医療・福祉施設給食製造*	医療・福祉施設給食製造作業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
	準備工程作業
織布運転*	製織工程作業
	仕上工程作業

染色	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
	陽極酸化処理作業
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
	機械検査作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
	プリント配線板製造作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(17職種30作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
	オフセット印刷作業
印刷	グラビア印刷*
	製本作業
製本	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
	手積み積層成形作業
強化プラスチック成形	建築塗装作業
	金属塗装作業
塗装	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
陶磁器工業製品製造*	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
	自動車整備*
自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護
リネンサプライ*	リネンサプライ仕上げ作業
コンクリート製品製造*	コンクリート製品製造
宿泊*	接客・衛生管理作業
RPF製造*	RPF製造

社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業
	航空貨物取扱作業
	客室清掃作業

(注1) *の職種・技能実習評価試験に係る職種

(注2) 色がけの職種・作業は技能実習2号まで実習可能。

在留資格「特定技能」について

2019年4月から新たな外国人材の受入れが可能になりました

在留資格「特定技能」とは

在留資格「特定技能」は、2018年12月8日に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の中で、国内人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有する外国人に係る在留資格として創設されました。これにより2019年4月から在留資格「特定技能」での受入れが可能となりました。

在留資格「特定技能」の種類

在留資格「特定技能」には、「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があります。

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準※	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能
日本語能力水準※	ある程度日常会話ができ、生活に支障が無い程度を基本とし、業務上必要な日本語能力	—
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能
受入れ分野 (特定産業分野)	14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）	2分野（建設、造船・船用工業）

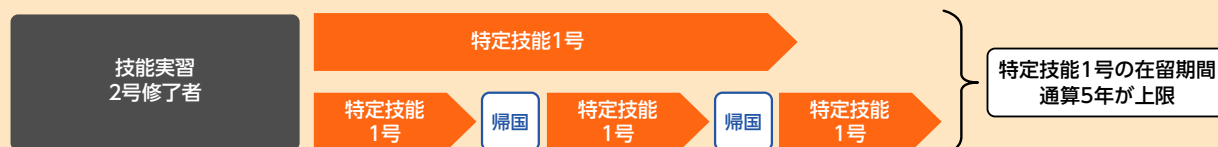
※分野所管行政機関が定める試験等で確認されます。ただし、技能実習2号を良好に修了した者は「特定技能1号」の在留資格取得に必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして試験等が免除されます。

「特定技能1号」での受入れイメージ

■業所管省庁が定める試験等を受けて入国する場合



■技能実習修了者が試験等を免除され「特定技能1号」の在留資格で就労する場合



特定技能所属機関とは

特定技能所属機関とは、特定技能外国人を実際に受け入れ、支援する企業・個人事業主等のことです。

特定技能所属機関(受入れ企業等)は外国人材と雇用契約(「特定技能雇用契約」という)を結びます。特定技能雇用契約では、外国人の報酬額が日本人と同等額以上であることを含め所要の基準に適合していることが求められます。

また、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするため、所要の基準を満たす「1号特定技能外国人支援計画」を作成し、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を適正に実施しなければなりません。なお、特定技能所属機関は契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができます。

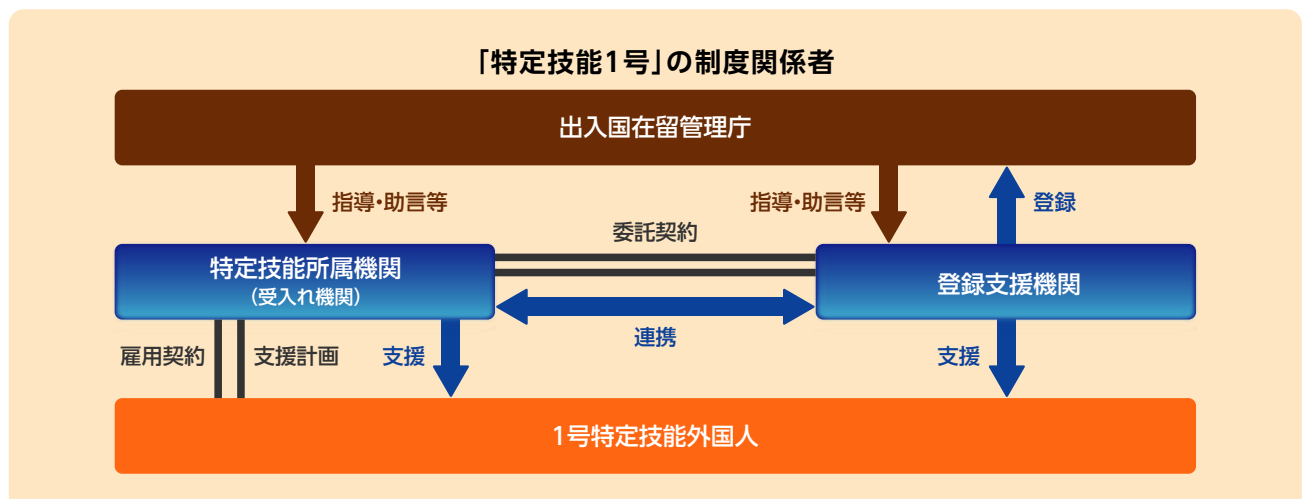
1号特定技能外国人に対する支援

- ① 外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供
(外国人が理解することができる言語により行う。④、⑥及び⑦において同じ。)
- ② 入国時の空港等への出迎え及び帰国時の空港等への見送り
- ③ 保証人となることその他の外国人の住宅の確保に向けた支援の実施
- ④ 外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施
(預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約に係る支援を含む。)
- ⑤ 生活のための日本語習得の支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 外国人が履行しなければならない各種行政手続についての情報提供及び支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- ⑨ 外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を行うことができるようにするための支援

※転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施することが基本方針で定められています。

登録支援機関とは

登録支援機関とは、特定技能所属機関から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者のことです。委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。



「特定技能1号」での受入れ分野(14分野)

(2021年3月5日時点)

所管 ※1	分野	人材基準※2		従事する業務	雇用 形態	受入れ 見込数 ※3
		技能試験	日本語試験			
厚労省	介護	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等(上記に加えて)介護日本語評価試験等	●身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) ※訪問系サービスは対象外[1試験区分]	直接	60,000人
	ビル クリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●建築物内部の清掃[1試験区分]	直接	37,000人
経産省	素形材産業	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●鋳造 ●金属プレス加工 ●仕上げ ●溶接 ●鍛造 ●工場板金 ●機械検査 ●ダイカスト ●めっき ●機械保全 ●機械加工 ●アルミニウム陽極酸化処理 ●塗装 [13試験区分]	直接	21,500人
	産業機械 製造業	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●鋳造 ●塗装 ●仕上げ ●電気機器組立て ●溶接 ●鍛造 ●鉄工 ●機械検査 ●プリント配線板製造 ●工業包装 ●ダイカスト ●工場板金 ●機械保全 ●プラスチック成形 ●機械加工 ●めっき ●電子機器組立て ●金属プレス加工 [18試験区分]	直接	5,250人
	電気・電子情報 関連産業	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●機械加工 ●仕上げ ●プリント配線板製造 ●工業包装 ●金属プレス加工 ●機械保全 ●プラスチック成形 ●工場板金 ●電子機器組立て ●塗装 ●めっき ●電気機器組立て ●溶接 [13試験区分]	直接	4,700人
国土省	建設	建設分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●型枠施工 ●土工 ●内装仕上げ/表装 ●左官 ●屋根ふき ●コンクリート圧送 ●電気通信 ●トンネル推進工 ●鉄筋施工 ●建設機械施工 ●鉄筋継手 ●建築大工 ●とび ●配管 ●建築板金 ●保温保冷 ●吹付ウレタン断熱 ●海洋土工 [18試験区分]	直接	40,000人
	造船・船用 工業	造船・船用工業分野特定技能1号試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●溶接 ●仕上げ ●塗装 ●機械加工 ●鉄工 ●電気機器組立て [6試験区分]	直接	13,000人
	自動車整備	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●自動車の日常点検、定期点検整備、分解整備[1試験区分]	直接	7,000人
	航空	特定技能評価試験(空港分野:空港グランドハンドリング又は航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト等	●空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ●航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接	2,200人
	宿泊	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]	直接	22,000人
農水省	農業	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ●畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接派遣	36,500人
	漁業	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト等	●漁業【漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等】 ●養殖業【養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等】 [2試験区分]	直接派遣	9,000人
	飲食料品 製造業	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●飲食料品製造業全般【飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生】 [1試験区分]	直接	34,000人
	外食業	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト等	●外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]	直接	53,000人

※1 受入れ機関は、所管省庁が組織する協議会等へ参加し必要な協力を行うことが求められます。

※2 技能実習2号を良好に修了した者は、在留資格「特定技能1号」取得のための技能試験・日本語試験が免除されます。

※3 2019年4月以降5年間の受入れ人数の最大値

●上記以外にも、分野ごとに受入れ機関に課される条件等があります。

JITCO 賛助会員のご案内

JITCOの賛助会員にぜひご入会ください。

JITCOは、技能実習生・研修生・特定技能外国人等の適正かつ円滑な受入れの促進を図り、我が国の技能・技術又は知識を開発途上国等に移転することによって、これらの国の人材の育成と経済・産業・社会の発展に寄与することを目的にしています。JITCOの事業活動は、この趣旨に賛同される賛助会員の皆さまから納入いただく賛助会費等によって運営されています。

● 賛助会員の特典 ※傘下登録企業の方もご利用いただけます。

- ① 技能実習生・研修生・特定技能外国人等の受入れに関する個別相談に応じます。
- ② JITCOが実施する各種セミナー等について受講料を優待します。
- ③ 賛助会員が開催する勉強会等への講師派遣サービスについて優待します。
- ④ 外国人技能実習機構・地方出入国在留管理局宛て申請書類の点検・提出・取次サービスについて優待します。
- ⑤ 「JITCO総合支援システム(JITCOサポート)」を提供します。

JITCO総合支援システムは、技能実習制度に関わる各種申請書類の作成や、技能実習生の入国・在留管理など、技能実習生の入国前から帰国後のフォローまで実習監理業務全般をサポートする業務管理システムです。賛助会員(傘下登録企業を含む)の方のみ無料でご利用になれます。

- ⑥ WEBおよびメールマガジンにより最新情報を優先的に提供します。
- ⑦ 総合情報誌「かけはし」を無料で提供します。
- ⑧ 技能実習生・研修生向け母国語情報誌「技能実習生の友」を無料で提供します。
- ⑨ JITCOが販売する教材等を割引価格で提供します(一部教材を除く)。

● 賛助会費の概要 (詳細は賛助会員規則によります)

1 個人・企業の会員

個人・企業の皆さまの会費は、団体会員と同様に基礎会費と比例会費から構成されています。基礎会費は何口でもご加入いただけます。比例会費は個人・企業の会員がJITCOに傘下機関として登録した企業及び個人等の数に、右表の金額を乗じた金額となります。

企業の資本金又は出資金	基礎会費(年間)	比例会費(年間)
3億円超	1口30万円	1先当たり 15万円
3,000万円以上3億円以下	1口15万円	1先当たり 7万5千円
3,000万円未満	1口10万円	1先当たり 5万円
個人及び資本金又は出資金を有しない機関	1口10万円	1先当たり 5万円

2 団体の会員

商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益財団法人、公益社団法人等の皆さまの会費は①基礎会費と②比例会費から構成されています。いずれも資本金または出資金により異なり、上表のとおりです。

① 基礎会費

1口10万円(年間)何口でもご加入いただけます。

② 比例会費

団体の会員がJITCOに傘下機関として登録した企業及び個人等の数に、上表の比例会費の金額を乗じた金額となります。

● 2021年2月末現在の賛助会員数

1 個人・企業会員

366

2 団体会員

1,887

※賛助会員入会のお申込みを随時受け付けております。 [お問合せ先](#) 総務部賛助会員課 TEL:03-4306-1163

「JITCO 総合支援システム」(JITCOサポート)のご案内

JITCOでは、賛助会員の皆さまに向けて、外国人技能実習の管理業務等を支援する情報システム「JITCO総合支援システム」(以下、JITCOサポート)をご提供しています。

また申請書類に関する業務を担当される監理団体・実習実施者の役職員の方を対象に、「JITCOサポート」の操作方法を学べるセミナーを定期開催しています。併せてご活用ください。

JITCOサポートセミナーの詳細・お申込み

<https://support.jitco.or.jp/Login>

※賛助会員用ページへのログインが必要です



お問い合わせ先

総務部賛助会員課

TEL:03-4306-1158

なお、「JITCOサポート」の利用方法等のご質問は、専用のヘルプデスクでも承っております。
フリーダイヤル：0120-660-798 【受付時間】平日9時～17時

総合情報誌「かけはし」、母国語情報誌「技能実習生の友」

JITCOでは監理団体・実習実施者等の制度関係者への情報提供の一環として、技能実習制度・特定技能外国人の受入れ制度とJITCOに関する総合情報誌「かけはし」を年4回発行しています。

また、技能実習生への母国語による情報提供として、母国語情報誌「技能実習生の友」を年4回発行しています。「かけはし」「技能実習生の友」については、JITCOホームページに掲載するとともに、賛助会員の皆さまへ冊子をお届けしています。



JITCOホームページのご案内

JITCOホームページにおいて、技能実習制度・特定技能外国人の受入れ制度の最新情報やJITCOの支援サービスの詳細をご案内しています。また、セミナー・講習、教材等のお申込み、ご利用方法等もご確認いただけます。



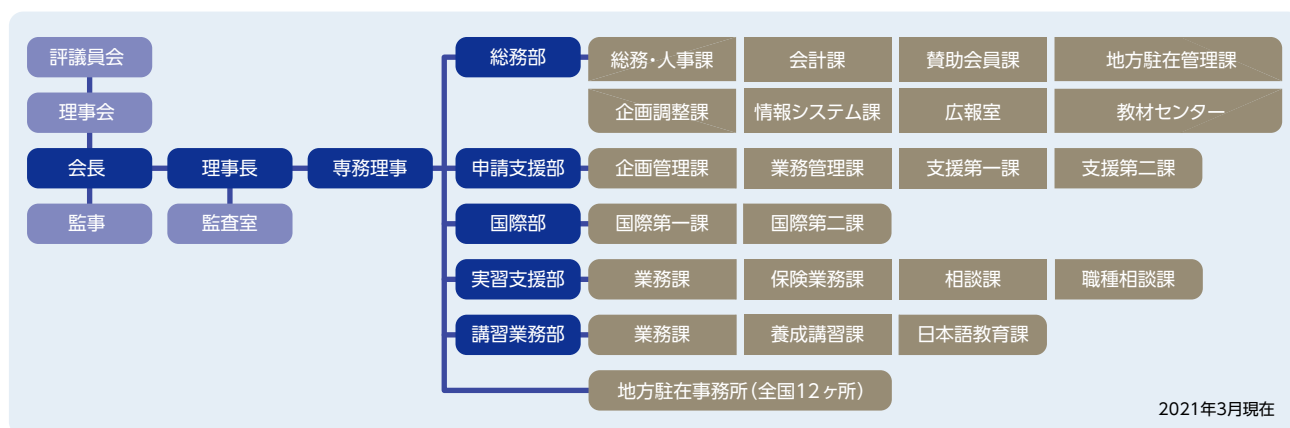
主なコンテンツ

- ニュース・お知らせ
- 講習関連(セミナー日程・会場等)
- 申請支援関連(書式ダウンロード等)
- 教材・法令・統計
- 送出国・送出機関情報
- 技能実習生の活動(技能実習Days等) 等

<https://www.jitco.or.jp/>



JITCO の組織体制



個別事案のお問合せ先

講 は講習・セミナー関連

		お問合わせ先 部署名	電話番号
受入れ支援	電話・来訪相談	実習支援部 相談課	03-4306-1160
		実習支援部 職種相談課(職種に関する相談)	03-4306-1185
	監理団体、実習実施者への訪問アドバイス	実習支援部 業務課	03-4306-1189
	特定技能所属機関、登録支援機関への訪問アドバイス	地方駐在事務所	P27をご覧ください
	技能実習・特定技能制度説明会 講	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	技能実習生・特定技能外国人受入れ実務セミナー 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	講師派遣 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
手続き支援	外国人技能実習機構への申請書類に関する相談	申請支援部 支援第一課	03-4306-1130
	地方出入国在留管理局への申請書類に関する相談(技能実習・研修)	申請支援部 支援第二課	03-4306-1140
	地方出入国在留管理局への申請書類に関する相談(特定技能・特定活動)	申請支援部 支援第一課	03-4306-1130
	申請書類の書き方セミナー 講	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	外国人材受入れセミナー	申請支援部企画管理課	03-4306-1126
送出し支援	送出機関と監理団体のマッチング支援	国際部	03-4306-1151
	送出機関への各種教材の提供	国際部	03-4306-1151
	送出国・送出機関に関する情報提供	国際部	03-4306-1151
人材育成支援	技能向上講習 講	実習支援部職種相談課	03-4306-1185
	技能修得支援セミナー 講	実習支援部職種相談課	03-4306-1195
	日本語指導オンデマンド 講、日本語指導担当者実践セミナー 講、「わかりやすい日本語」話し方セミナー 講	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	日本語作文コンクール	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1184
実習生保護／在留支援	技能実習生・特定技能外国人向け相談	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	法的保護情報講習への講師派遣 講	講習業務部 業務課	03-4306-1138
	特別教育学科講習への講師派遣 講	実習支援部 保険業務課	03-4306-1177
	外国人技能実習生・特定技能外国人総合保険(JITCO保険)	実習支援部 保険業務課	03-4306-1178
		【株式会社 国際研修サービス】	【03-3453-3700】
養成講習	監理責任者等、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を対象とした技能実習法に基づく養成講習 講	講習業務部 養成講習課	03-4306-1156
教材の販売	【監理団体・実習実施者向け】制度理解や各種申請・届出に要する書式・様式・記載例集 等 【技能実習生・特定技能外国人向け】技能向上や日本語教育のための多言語での教材 等	教材センター	03-4306-1110 publication_center@jitco.or.jp
広報関係	総合情報誌「かけはし」	総務部 広報室	03-4306-1166 kouhou@jitco.or.jp
	母国語情報誌「技能実習生の友」		
	JITCO総合パンフレット		
賛助会員のご案内	賛助会員制度に関する事項	総務部 賛助会員課	03-4306-1163
	JITCOサポートに関する事項		

公益財団法人 国際人材協力機構

JITCO 本部

〒108-0023

東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング (受付 11 階)

電話 03-4306-1100 (代表)

FAX 03-4306-1112

H P <https://www.jitco.or.jp/>

E-mail kouhou@jitco.or.jp

最寄駅 JR線「田町駅」(芝浦口)より徒歩8分
都営浅草線・三田線「三田駅」(A4)徒歩10分
ゆりかもめ「芝浦ふ頭駅」より徒歩10分



JITCO 地方駐在事務所

JITCOでは、全国12ヶ所の地方駐在事務所にて、技能実習生・特定技能外国人等の受入れに関する各種ご相談を承っております。

東京

〒108-0023
東京都港区
芝浦2-11-5
五十嵐ビルディング
11階

電話
03-4306-1190
FAX
03-4306-1117



札幌

〒060-0003
札幌市中央区
北3条西3-1
札幌北三条ビル6階

電話
011-242-5820/
5821
FAX
011-207-6056



仙台

〒980-0811
仙台市青葉区
一番町1-8-3
富士火災仙台ビル
8階

電話
022-263-8030/
8031
FAX
022-263-8032



水戸

〒310-0021
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル3階

電話
029-233-2275
FAX
029-222-2668



富山

〒930-0004
富山市桜橋通り1-18
北日本桜橋ビル5階

電話
076-442-1496
FAX
076-443-2731



長野

〒380-0836
長野市南町1081
長野東京海上日動
ビル2階

電話
026-291-7811/
7812
FAX
026-291-8920



名古屋

〒451-0045
名古屋市西区名駅2-27-8
名古屋プライム
セントラルタワー9階

電話
052-589-3087/
3088
FAX
052-571-2100



大阪

〒530-0001
大阪市北区梅田1-3-1
大阪駅前第1ビル7階

電話
06-6344-9521/
9522
FAX
06-6344-9523



広島

〒730-0012
広島市中区上八丁堀8-2
広島清水ビル5階

電話
082-224-0253/
0263
FAX
082-502-3238



高松

〒760-0023
高松市寿町2-3-11
高松丸田ビル6階

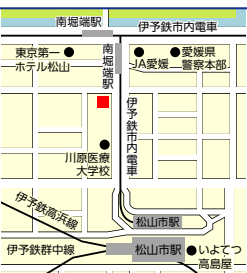
電話
087-826-3748
FAX
087-811-7845



松山

〒790-0005
松山市花園町3-21
朝日生命松山南端ビル
6階

電話
089-931-1162/
1172
FAX
089-931-1163



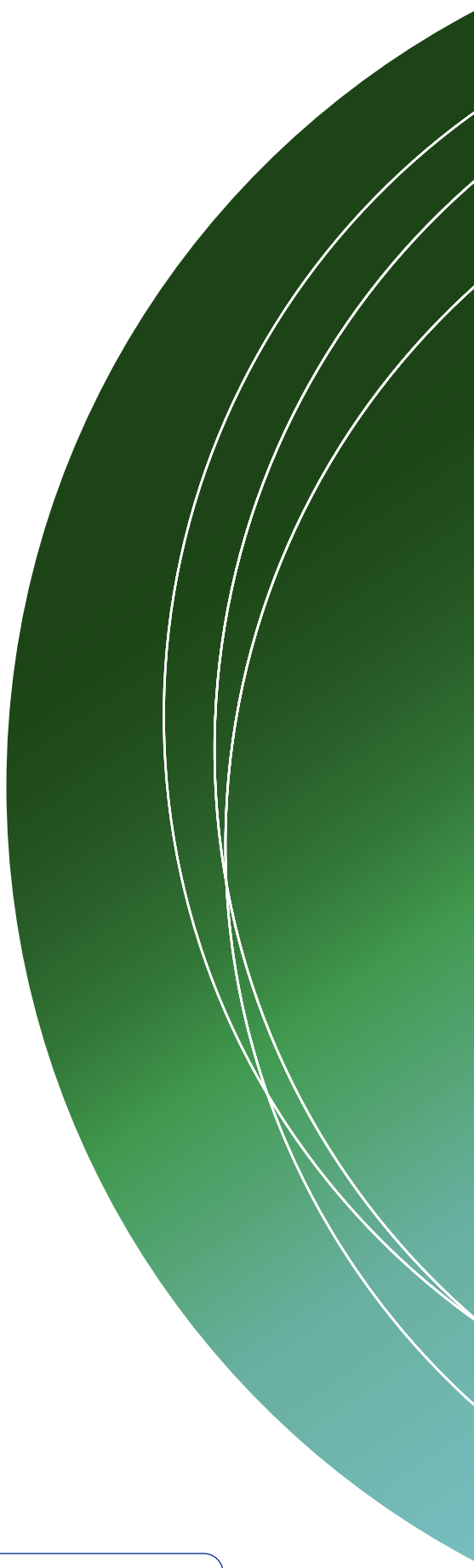
福岡

〒812-0011
福岡市博多区
博多駅前4-1-1
日本生命博多駅前
第2ビル3階

電話
092-414-1729
FAX
092-415-5548



■ JITCO地方駐在事務所の所在地



公益財団法人 国際人材協力機構
Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

<https://www.jitco.or.jp/>